

お知らせ
(教育同時)

令和 6 年 1 月 1 5 日
京 都 市 文 化 市 民 局
〔文化芸術都市推進室〕
〔文化財保護課〕
電話：075-222-3130

令和 5 年度京都市文化財保護審議会における答申について

京都市指定文化財の指定及び解除について、京都市文化財保護審議会（会長
和田 晴吾氏）に諮問した結果、本日、答申を受けましたのでお知らせします。

1 京都市指定文化財の指定及び解除（詳細は別紙のとおり）

(1) 有形文化財

ア 建造物	追加指定	1 件
イ 美術工芸品（絵画）	指定	1 件
ウ 美術工芸品（彫刻）	指定	2 件
エ 美術工芸品（考古資料）	指定	1 件

(2) 記念物

ア 天然記念物	指定解除	1 件
---------	------	-----

< 参考 1 > 指定等について

- ・京都市文化財保護条例第 6 条、2 4 条、3 0 条、3 6 条及び 4 1 条に基づき、京都市文化財を指定・登録する。
- ・京都市文化財保護条例第 7 条、2 5 条、3 1 条及び 3 7 条に基づき、京都市文化財の指定を解除する。

< 参考 2 > 指定等の考え方について

- ・市民生活や地域社会との関わりの深いものを重視する。
- ・緊急に保存措置を講じる必要のあるものを優先する。
- ・多岐に渡って数多く存在している文化財は、地域又は種類を選択、限定して調査を行い、逐次指定等を行う。

令和5年度京都市指定文化財答申物件一覧

1 有形文化財

(1) 建造物

番号	区分	追加指定後の名称及び員数	構造及び形式	年代	追加指定前の名称及び員数	所在地	所有者	所有者の住所
1	追加指定	西明寺 6棟 本堂 附棟札 1枚 表門 客殿 経蔵 鐘楼 鎮守社本殿	本堂 桁行七間、梁行四間、一重、入母屋造、向拝一間、本瓦葺 表門 一間薬医門、切妻造、棧瓦葺 客殿 桁行15.5メートル、梁行13.2メートル、一重、入母屋造、こけら葺、渡り廊下付属 経蔵 桁行7.4メートル、梁行5.5メートル、一重、切妻造、棧瓦葺 鐘楼 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、棧瓦葺 鎮守社本殿 一間社流造、向拝一間、檜皮葺	江戸時代 元禄13年(1700) 江戸時代 元禄13年(1700) 江戸時代前期 江戸時代 元禄13年(1700) 江戸時代 寛文12年(1672) 江戸時代前期	西明寺 2棟 本堂 附棟札 1枚 表門	京都市 右京区 梅ヶ畑 横尾町	宗教法人 西明寺	京都市右京区 梅ヶ畑横尾町 2番地

(2) 美術工芸品

番号	種別	区分	名称	数	年代	所有者	所有者の住所	所在地
1	絵画	指定	絹本着色蝦蟇鉄拐図 狩野山雪筆	2幅	江戸時代前期	宗教法人 泉涌寺	京都市東山区泉涌寺山内町27番地	所有者住所に同じ

2	彫刻	指定	木造特芳禪傑坐像 像内に洛陽大宮方上之大仏師吉野右京、明暦元年等の銘がある	1 躯	江戸時代 明暦元年 (1655)	宗教法人 龍安寺	京都市右京区龍安寺御 陵下町13番地	所有者住所に同じ
3	彫刻	指定	木造細川勝元坐像 像内頭部に洛陽大宮上之大仏師吉野右京種久、明暦四年六月等、像内体部に明暦四年五月、洛陽大宮方上之大仏師吉野氏右京蓮藤原種次等の銘がある	1 躯	江戸時代 明暦4年 (1658)	宗教法人 龍安寺	京都市右京区龍安寺御 陵下町13番地	所有者住所に同じ
4	考古資料	指定	公家町遺跡（柳原家）出土賢瓶及び納入品 賢瓶 1 口 納入品 一、金属粉等 一括 一、真珠 一括 一、水晶 3 点 一、象牙玉 1 点 一、穀類等 一括 一、和紙塊 一括 一、木片 一括		江戸時代 中期	京都市	京都市中京区寺町通御 池上る上本能寺前町488 番地	京都市上京区今出川通 大宮東入元伊佐町265 番地の1 京都市考古資料館

2 記念物

(1) 天然記念物

番号	区分	指定年月日	番号	名称	所在地
1	指定解除	昭和58年6月1日	市指天第1号	ミナミイシガメ	京都市全域

有形文化財（建造物）

【建造物】

区分：追加指定

追加指定前の名称及び員数：西明寺^{さいみょうじ} 2棟

追加の名称及び員数：西明寺 4棟

追加指定後の名称及び員数：西明寺 6棟

所有者：宗教法人西明寺

説明：

槇尾山西明寺は、真言宗に属する寺院で高雄山神護寺、梶尾山高山寺と共に三尾の一つとして知られる。

天長年間（824-834）に弘法大師の弟子智泉（789-825）が神護寺の別院として創建したと伝わる。永禄年間（1558-1570）に兵火によって伽藍が焼亡するが、慶長7年（1602）、神護寺の晋海（生年未詳-1611）が寺地の一部を分付し、その弟子の明忍（1576-1610）が庵を建てて戒律道場を開いた。元禄13年（1700）、将軍徳川綱吉の母桂昌院の寄進により境内整備され、律宗の戒律道場として栄えた。

本堂、表門は、元禄13年に桂昌院の寄進により造営されたものであり、西明寺の元禄造営の一連のものとして貴重であるとして、昭和61年（1986）6月2日に市有形文化財（建造物）に指定された。

その後、西明寺に所蔵されている『槇尾山流記』（元禄14年〈1701〉）西明寺第14世智本〈生年未詳-1716〉の記がある）に元禄の境内整備状況が記されていることが明らかになった。元禄12年（1699）8月、桂昌院が槇尾山再興を命じ、西明寺諸堂舎の整備が進められた。

本堂の西に隣接する客殿は、入母屋造、平入、こけら葺で、本堂と廊下で結ばれ、東面して建つ。屋根妻面の虹梁の絵様には江戸時代前期の様式がみられる。周囲に縁を廻す住宅風の構成で、縁に面して1間ごとに柱を立て、明障子と舞良戸を建てる古風な構成となっている。

小屋裏には転用材が多用され、材の組み合わせも不自然な箇所がみられるなど、一旦小屋裏まで解体され組み立てられていることから、客殿は、江戸時代前期に建てられ移築されたものであることがわかる。

また、客殿内部の各部屋には改造の痕跡が見られ、間取りの変更を伴う大規模な改修が行われている。

『槇尾山流記』に「方丈桁行六間梁行五間四方縁側、挽直、食堂、客殿、茶所、月直寮、間取り御修復」とあることから、客殿は、江戸時代前期に建てられ、西明寺移築後、方丈として使用していた堂舎を、元禄の整備で僧侶の生活や戒律の道場、客をもてなす空間と多くの機能を持たせた間取りに改修されたものとみられる。本堂につながる渡り廊下は一部修理によって新しい材に取り替えられているものの絵様や臺股に元禄期の様式がみられ、同時期に整備されたものであると考えられる。

経蔵は元禄の整備の際に新造された。本堂の東後方から伸びた廊下に面して配される。土蔵造平屋建、屋根は置屋根式、南北棟の切妻造で棧瓦葺とする。扉上部には桂昌院の実家本庄家の紋を飾る。

鐘楼は客殿の南に位置する。梵鐘銘から、寛文12年（1672）に造営されたことがわかる。元禄の整備では、曳家され修復された。石積みの基壇の上に建つ吹放し形式で、切妻造、棧瓦葺である。臺股や虹梁はその絵様から寛文のものとみられ、屋根や柱は後の修理で新しい材に取り替えられるが改造は少ない。

鎮守社本殿は、本堂の後方、槇尾山の中に南面して鎮座し八幡神を祀る。一間社流造で、屋根は檜皮葺とする。木鼻や海老虹梁の絵様より江戸時代前期の造営とみられる。元禄の整備の際には縁や高欄の修理、屋根葺替が行われている。向拝の虹梁は後の修理の際に取り替えられており後補部分が見られるものの、改造は少なく価値が高い。

桂昌院が推し進めた元禄の整備事業により、律宗の戒律道場として繁栄した西明寺の寺観が整えられた。現存する経蔵、客殿、鎮守社本殿及び鐘楼はこの整備事業の際に新造・修復されるが、その後の大きな改造はなく既指定の本堂、表門とともに、西明寺の元禄の整備事業の様相を伝える一連のものとして重要である。

有形文化財（美術工芸品）

【美術工芸品 1】

区分：指定

名称及び員数：絹本着色蝦蟇鉄拐図^{けんぽんちゃくしよくがまてつかいず}狩野山雪筆 2 幅

所有者：宗教法人泉涌寺

説明：

本図は、向かって左幅に蝦蟇仙人、右幅に鉄拐仙人を描く大型の対幅である。筆者の狩野山雪（1590-1651）は、狩野山楽（1559-1635）の有力な弟子であり、娘婿となって跡を継いだ。山楽・山雪の家系は今日「京狩野」と呼ばれ、山雪はその2代目である。

画面の岩山、松の幹、仙人の衣などは肥瘦の強い輪郭線を用い、大部分が墨の濃淡で表現されているが、細部は実に丁寧な彩色が施されている。描写の粗密のバランスが良く、緻密な計算の上で全体が構成されている。保存状態は良好である。

蝦蟇仙人は、諸説あるものの、現在は五代の劉海蟾とする説が支持されており、蝦蟇を連れていることによって比定される。鉄拐仙人は、魂を身体から離脱させている時に、誤って身体を焼かれたので、別の死体に魂を戻し、足の不自由な姿になったという。本図の粉本については不明だが、鉄拐の頭の金箍は、『仙仏奇踪』（万暦30年〈1602〉）などの中国の版本挿絵が同様のものを付けている。正保3年（1646）制作の山雪筆「紙本金地著色群仙図」（ミネアポリス美術館蔵、以下「ミネアポリス本」）に描かれる鉄拐も本図と同図様であることから、山雪が何らかの先行作を参照し、制作した可能性はある。一方、蝦蟇仙人は、本図とミネアポリス本ではポーズも顔の表情も大きく異なる。本図の顔は、山雪の代表作の一つである「紙本墨画淡彩寒山拾得図」（真正極楽寺蔵、重要文化財、以下「真如堂本」）の怪醜な表情に近い。

制作年代については確定に至っていないが、山雪は泉涌寺の舍利殿の天井に「雲龍図」を描いている。落款は正保4年（1647）8月の年紀で、「狩野法橋山雪」と記されており、同年7月の法橋叙任後すぐと知れる。本図の制作は、この天井画制作と近い時期の可能性が高いという指摘がある。

山雪の代表作としては「紙本金地著色雪汀水禽図」（個人蔵、重要文化財）等の大画面が挙げられるが、本図は掛幅装の作品として、山雪の優れた構合力、筆力を示す大作であると同時に、その奇矯な作風も発揮されており、真如堂本に比肩しうる掛幅の代表作と言える。また、泉涌寺には京狩野家の墓所があり、山雪以後も泉涌寺との繋がりを保持したことを示しているが、本図はその最初期の関係を知る上でも重要な作品である。

【美術工芸品 2】

区分：指定

名称及び員数：木造特芳禅傑坐像
もくぞうとくほうぜんけつざぞう

像内に洛陽大宮方上之大仏師吉野右京、明暦元年等の銘がある 1 軀

所有者：宗教法人龍安寺

説明：

龍安寺の開山堂に安置される。臨済宗妙心寺派に属する龍安寺は、細川勝元を開基とし、義天玄承を開山とする。大徳寺、妙心寺等の住持を歴任した特芳禅傑（1419-1506）は、勝元の子・政元に迎えられ、応仁の乱で荒廃した龍安寺を再興した第4世住持で、中興開山として知られる。像にあらわされた九条袈裟は伝法衣と呼ばれ、義天所用と伝わり（龍安寺所有、京都府指定文化財）、義天の法脈に連なる禅僧の多くがこの袈裟を着用する姿であらわされる。

本像は、像内墨書から、江戸時代の京仏師・吉野右京が明暦元年（1655）に制作したことがわかる。右京は市内寺院等の僧侶彫刻を多数手がけるが、現在知られる右京の肖像彫刻の作例では、相国寺法堂・木造夢窓疎石坐像（承応2年〈1653〉）に次ぐ初期作例である。本像制作の3年後には、同じく龍安寺の木造細川勝元坐像を制作している。

本像は、龍安寺の寺史『大雲山誌稿』の記述から、150年の遠忌に際して制作されたものと考えられる。坐高71.1センチメートルの老相を示す像で、衣と袈裟を着し、右手に竹箆しつぺいを握り、椅子上に趺坐する。面貌は、霊雲院像（運長作、元禄6年〈1693〉）にもあらわされるように、毛が長く垂れた眉が特徴的で、たるませた上脛、深く刻まれた皺、筋張った首筋等には、老僧としての写実味があり、威儀を正した姿勢には、礼拝対象として相応しい威厳がそなわる。肌のたるみや後頭部の起伏、体躯の厚み、衣の重なりや流れに不自然さはなく、側・背面も端正に彫出されている。衣文表現に多少の形式化は見られるものの、全体をまとめあげた右京の巧みな技術がうかがわれる。

本像は、特芳の没後から1世紀半ほど経た時期の造像でありながら、写実的な手法を用い、威厳ある像主の姿を再現した、近世における禅宗僧侶彫刻、いわゆる頂相彫刻ちんそうの優作である。さらに江戸時代前期を代表する京仏師・吉野右京の高い技術を示し、造像活動及び制作技法を知る初期作例として評価できる。また、妙心寺派における重要な高僧の彫刻資料として、かつ龍安寺中興期における重要人物の歴史資料として貴重である。

【美術工芸品3】

区分：指定

名称及び員数：木造細川勝元坐像

もくぞうほそかわかつもとざぞう

像内頭部に洛陽大宮上之大仏師吉野右京種久、明暦四年六月等、像内体部に
明暦四年五月、洛陽大宮方上之大仏圖吉野氏右京圖藤原種次等の銘がある

1 軀

所有者：宗教法人龍安寺

説明：

臨済宗妙心寺派に属する龍安寺の、西の庭に建つ細川廟に安置される。像高96.0センチメートルの束帯像で、右手に笏を握り、左腰に太刀を佩き、畳座上に座る。

細川勝元（1430-1473）は龍安寺の開基である。勝元の没後、子の政元が、大徳寺・妙心寺等の住持を歴任した特芳禅傑を迎え、応仁の乱で荒廃した龍安寺を再興した。

本像は像内墨書から、江戸時代の京仏師、吉野右京が明暦4年（1658）に制作したことがわかる。また、頭部は吉野右京種久が6月に、体部は吉野氏右京圖藤原種次が5月に制作しており、吉野右京を名乗る種久・種次なる人物が確認できる。他の作例においてもしばしば両者の銘記が見られるが、両者の関係については今のところ判然としない。

右京は市内寺院等の僧侶彫刻を多数手がけており、本像制作の3年前には、現在開山堂に安置される木造特芳禅傑坐像を制作しているが、現在知られている右京の作例で、本像のような俗人像（武将像）は他に例がない。

龍安寺の寺史『大雲山誌稿』には、本像制作に関わる記述が見られ、なかには本像制作年以前の勝元像の記述が見られることから、本像に遡る勝元像が存在しており、本像はそれに倣い制作したものと考えられる。

面貌は、窪んだ眼窩や下がった瞼、突出した頬骨など、やや老いた相貌をみせるものの、膨らみをもたせた鼻根や面相の起伏、耳輪を大きくうねらせた厚みのある耳朵や筋張った大きな手先は、力強く実在感のある造形で、右京の技量が発揮されている。

近世初期、徳川家康をはじめとした武将の束帯像が、七条仏所を中心に多く造像される。いずれも頭部は像主の個性を表す一方で、体部の造形は形式的に整えられている。本像は頭体部の均整もとれ、衣褶の柔らかな表現に独自性も見られるなどの特色があり、同時代の束帯像に比べても遜色ない出来栄えといえる。

本像は、像主の没後から2世紀ほど経た時期の造像でありながら、写実的な手法を用い、像主の姿を再現した、近世肖像彫刻における束帯像の優作である。さらに、江戸時代前期を代表する京仏師・吉野右京が関わり制作した、唯一知られる俗人像（武将像）

であり、その高い技術や制作技法、造像活動を知ることのできる作例として評価できる。
また、唯一知られる勝元の彫刻資料であり、かつ龍安寺創建期における重要人物の、
記録の残る歴史資料として貴重である。

【美術工芸品 4】

区分：指定

名称及び員数：公家町遺跡（柳原家）出土賢瓶及び納入品

所有者：京都市

説明：

賢瓶^{けんびょう}は、水瓶や花瓶等仏具の尊称であり、密教の地鎮供養儀式で用いられることがある。真言密教の諸作法について記されている『覚禅抄』等に記載があり、内部に「五宝・五穀・五葉・五香」を納め、五色の紐でくくり、埋納するものとされる。地鎮供養儀式のうち、建物建築前に行う修法である「地鎮法」では賢瓶を埋納し、建物建築後に行う修法である「地鎮鎮壇法」では賢瓶と輪宝・楸^{けつ}を合わせて埋納するものとされる。

本資料は、平成 11 年度に京都迎賓館の建設に先立つ発掘調査で出土した。出土地点は、中世から続く公家である柳原家の屋敷地に当たる。出土状況等から、宝永の大火（宝永 5 年〈1708〉）被災後に埋納されたと推定される。

出土賢瓶は、本体と蓋からなる。本体に蓋を重ねた総高は、14.5 cm を測る。本体は高さ 12.4 cm、口径 4.9 cm、胴径 6.7 cm、底径 6.8 cm を測り、胴部に紐の痕跡をのこす。蓋は高さ 2.8 cm、口径 5.7 cm を測る。本体口縁部直下には 2 箇所の突起があり、蓋口縁部内面には 2 箇所の縦方向の溝がある。本体の突起と蓋の溝を合わせて、左右に捻って留める構造である。

本体・蓋ともに材質は銅と亜鉛の合金（黄銅）である。中でも、亜鉛の割合が約 15% を示し、この比率は黄銅の中でも最も黄金色に光る割合であるとされる。

蓋が固く閉められた状態で出土した本資料の内部には、多量の水に浸かった状態で多数の納入品が確認された。納入品には、水晶、真珠、象牙玉があり、金・銀の成分が検出された。これらは「五宝」に相当する。また、稲穀、胡麻、麦、豆は「五穀」に相当する。和紙塊は遺存状況が良好ではなく、脆弱なため分析は未実施だが、由来不明の木片を含めて、「五葉」や「五香」に相当する可能性が高い。これらの納入品は、『覚禅抄』に記載のある納入品と概ね一致している。なお、水晶、真珠、象牙玉については分析の結果、いずれも純度の高い良質な素材が用いられていることが判明している。

本資料は、出土状況・納入品ともに詳細な調査・分析が行われている。さらに、輪宝・楸を伴わず単独で出土したことから、「地鎮法」に基づいて埋納されたことがわかる。近世公家屋敷における地鎮供養のあり方を具体的に示す資料として、貴重である。

記念物

【天然記念物】

区分：指定解除

名称：ミナミイシガメ

説明：

ミナミイシガメ *Mauremys mutica* (Cantor, 1842) (爬虫綱：イシガメ科) は、デンマークの動物学者であるテオドール・カントール氏により記載された、中国舟山島産の個体をタイプ標本とする淡水カメである。同じ属に分類される日本固有種のニホンイシガメや、外来種であるクサガメは昼行性でオスが小さいという特徴を持つが、ミナミイシガメは夜行性で雌雄同サイズである。

本種は、昭和 58 年（1983）6 月 1 日に市指定天然記念物に指定された。指定の理由には「京都盆地内に棲息している特異な分布を示す動物」としての貴重性が挙げられ、指定基準第 1－7－（1）－ウ「分布の特異性が著しいもの及びその生息地」が適用された。その学術的背景として、昭和 9 年（1934）、最初にミナミイシガメを京都から発見した中村健児氏（当時京都大学）が、本種は中国、台湾だけでなく石垣島、悪石島、京都にも生息していると報告し、本種がかつて大陸から台湾、琉球列島、日本列島に繋がる広域な分布をしており、京都には遺存的に生き残った可能性があると考えたことが挙げられる。昭和 58 年当時、遺存分布か外来起源かははっきりしていなかったため、特異分布に関しては諸説あるとした上で、本市は開発等で京都の個体群が絶滅する前に保護に踏み切った。

しかし、平成 8 年（1996）、安川雄一郎氏（当時京都大学）らの研究で八重山諸島のミナミイシガメが別亜種ヤエヤマイシガメと分類されたことにより、基亜種ミナミイシガメは大陸・台湾と京都というかけ離れた分布をすることになり、京都の集団が遺存分布である可能性は極めて低くなった。さらに後のゲノム解析でもそれを裏付ける結果が示され、京都へのミナミイシガメの分布は、人為的持ち込みによることが確かなものとなった。現在、本州のミナミイシガメが外来種であるという認識は、既に世界的な認知を得るところとなっている。また、様々な学術研究において、京都の個体群に形態的・遺伝的特異性も認められていない。よって、ミナミイシガメは指定基準「分布の特異性が著しいもの及びその生息地」を満たしておらず、他の指定基準にも該当しないため、京都市文化財保護条例第 37 条第 1 項に基づき指定を解除する。

参考図版



〈建造物 追加指定〉西明寺 4 棟（写真は客殿）



〈美術工芸品 1 指定〉絹本著色蝦蟇鉄拐図 狩野山雪筆 2 幅



〈美術工芸品 2 指定〉木造特芳禅傑坐像 1 軀



〈美術工芸品 3 指定〉木造細川勝元坐像 1 軀



〈美術工芸品 4 指定〉
公家町遺跡（柳原家）出土賢瓶及び納入品



〈天然記念物 指定解除〉ミナミイシガメ

京都市指定文化財、登録文化財及び文化財環境保全地区件数一覧表

(令和5年11月1日時点)

(単位:件)

		第1～41回合計		今回指定登録件数		合 計	
		指 定	登 録	指 定	登 録	指 定	登 録
有形文化財	建 造 物	79 ▲5	27 ▲3			79 ▲5	27 ▲3
	美術						
	絵 画	80 ▲7	3	1		81 ▲7	3
	彫 刻	57 ▲4	7	2		59 ▲4	7
	工 芸 品	27	1			27	1
	書 跡・典 籍	8	0			8	0
	古 文 書	13 ▲1	23 ▲2			13 ▲1	23 ▲2
	考 古 資 料	25	0	1		26	0
	歴 史 資 料	12	4			12	4
	小 計	222 ▲12	38 ▲2	4		226 ▲12	38 ▲2
計		301 ▲17	65 ▲5	4		305 ▲17	65 ▲5
民俗文化財	有形民俗文化財	9 ▲1	3			9 ▲1	3
	無形民俗文化財						
	風 俗 慣 習 等		45			0	45
	民 俗 芸 能	▲5	13 ▲1			▲5	13 ▲1
	小 計	0 ▲5	58 ▲1			0 ▲5	58 ▲1
計		9 ▲6	61 ▲1			9 ▲6	61 ▲1
記念物	史 跡	16 ▲1	12			16 ▲1	12
	名 勝	33 ▲4	3			33 ▲4	3
	天然記念物						
	動 物	1	1	▲1		0 ▲1	1
	植 物	24	9			24	9
	小 計	25	10	▲1		24 ▲1	10
計		74 ▲5	25	▲1		73 ▲6	25
文 化 財 計		384 ▲28	151 ▲6	4 ▲1		387 ▲29	151 ▲6
文化財環境保全地区		11				11	
合 計		546 ▲34		4 ▲1		549 ▲35	

※ ▲は京都市指定、登録文化財解除件数

(今回指定登録件数は新規分のみを計上)